平成２７年（フ）第１１５４号
埼玉県鴻巣市八幡田644番地１
破産者　有限会社北鴻巣新聞店
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１７号
千葉県八千代市勝田台北３丁目４番11号
破産者　株式会社ナガイ
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１８６号
千葉市緑区おゆみ野中央７丁目19番地２
破産者　株式会社フォシルボーテ
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１８７号
千葉市緑区おゆみ野３丁目31番地１　Ｆ．ＶＥＴＴ302号
破産者　中村真理子（旧姓小野村）
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８５４号
大阪府東大阪市足代新町17番４―1303号
破産者　株式会社オフィス片岡
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５１号
沖縄県うるま市与那城屋慶名793番地　安里アパート202
破産者　森根　将敏
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１４６号
千葉県船橋市宮本２丁目10番５―202号
破産者　大塚すみ子
１　決定年月日　平成28年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１６８号
東京都青梅市河辺町６丁目22番地の３コンファーレ河辺プレシェール402
破産者　小池　貴子
１　決定年月日　平成28年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２７１号
東京都多摩市永山４丁目２番地24―403
破産者　清水須美香
１　決定年月日　平成28年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４４７号
静岡県榛原郡川根本町千頭293番地の１
破産者　大原企業株式会社
１　決定年月日　平成28年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８０号
静岡県掛川市西之谷734―４、商業登記簿上の本店所在地静岡県焼津市吉永2039番地の１
破産者　有限会社アーリー企画
１　決定年月日　平成28年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４８０２号
大阪市中央区南船場４丁目６番10号　新東和ビルＢ棟702号室
破産者　株式会社ジェットレーベル
１　決定年月日　平成28年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７４号
熊本県上益城郡山都町下馬尾263番地１
破産者　有限会社豆匠嶋津
１　決定年月日　平成28年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２２１号
鹿児島県鹿児島市桜島横山町47番地の７
破産者　有限会社有村水産
１　決定年月日　平成28年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２３４号
北海道山越郡長万部町字旭浜155番地
破産者　株式会社ヤマイチ田村水産
１　決定年月日　平成28年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１８７号
東京都府中市緑町３丁目24番地の４
破産者　有限会社創英
１　決定年月日　平成28年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１８８号
東京都府中市緑町３丁目24番地の４
破産者　濱口　英之
１　決定年月日　平成28年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２３４号
東京都八王子市北野町517番地21グリーンハイツ103号
破産者　山田　幸人
１　決定年月日　平成28年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２１５号
静岡県富士市今泉3421番地の２
破産者　株式会社夢壱
１　決定年月日　平成28年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第５２９号
静岡県浜松市天竜区熊2063番地の３
破産者　株式会社Ｗ・Ｂ・ＥＸ
１　決定年月日　平成28年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４号
三重県伊勢市常磐３丁目６番22号
破産者　鈴幣　元紀
１　決定年月日　平成28年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
滋賀県近江八幡市江頭町416番地
破産者　有限会社勝浦建装
１　決定年月日　平成28年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部